

令和2年2月
大阪国税局

令和元年分の確定申告について

- スマホ×確定申告 進化するスマート申告・・・・・・・・・・ 1
- チャットボットを試験導入します・・・・・・・・・・ 3
- 副収入の申告漏れにご注意ください・・・・・・・・・・ 5
- マイナンバーの記載等をお忘れなく・・・・・・・・・・ 6
- 住宅ローン控除の誤り等にご注意ください・・・・・・・・・・ 7
- 令和元年分確定申告の受付期間等・・・・・・・・・・ 9

進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方

Android™の方

↓

確定申告

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

提出方法を選択してください。

- ☐ e-Tax (マイナンバーカード方式) ?
- ☐ e-Tax (ID・パスワード方式) ?
- ☐ 書面

○マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方 (一部の端末のみ)

対象端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方 (全ての端末)
お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

マイナンバーカード方式

画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。

ID・パスワード方式

ID・PWが目印

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID (利用者識別番号)
 1234567812345678

パスワード (暗証番号)
 a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



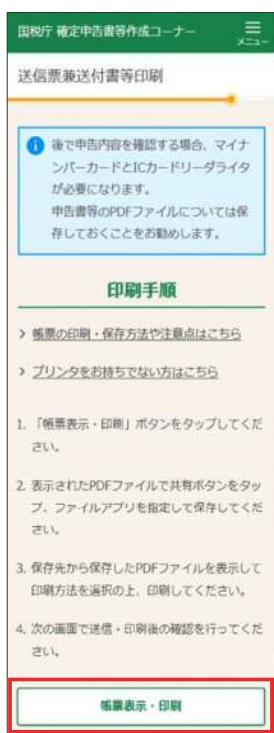
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら申告は完了です。

「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

① ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

※ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

※ Android、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

国税庁 法人番号7000012050002

2019.10

令和2年1月15日から3月末まで、国税庁ホームページに「税務相談チャットボット」を試験導入します。

チャットボットの導入は、「税務行政の将来像に関する最近の取組状況（令和元年6月公表）」において納税者の利便性向上の施策の一つとして掲げているもので、24時間対応可能な新しい相談チャネルです。

チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を、曜日や時間に関係なく気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

チャットボットとは・・・

チャットボットとは、一般に「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、テキスト入力などを通じ、AI（人工知能）を活用して自動的に回答する会話プログラムをいいます。

一部の民間企業や地方自治体などで導入が進んでいます。

スマートフォンで見た場合の画面イメージ



パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでもご利用できます。

税務相談チャットボットへの質問のしかたは、2つあります。

①お問合せの多い「よくある質問」はメニューから選べます。

②フリーワード（話し言葉、キーワードなど）で自由に入力して質問することができます。

※開発中の画面のため、実際と異なる場合があります。



税務職員ふたば

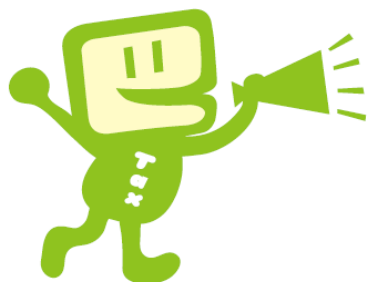
税務相談チャットボットは、令和2年1月15日から3月末までの期間「試験導入」として、国税庁ホームページに設置します。

試験導入では、令和元年分の所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、給与や年金の収入がある方からお問合せが多い質問にお答えします。具体的には、次のとおりです。

- ・給与所得、年金の所得
- ・確定申告の手続
- ・医療費控除、住宅ローン控除
- ・社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除（ふるさと納税）、雑損控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除
- ・スマートフォンでe-Tax送信する際の事前準備

試験導入で利用者の方からいただいたご意見やご質問からチャットボットをより使いやすく改善したり、AIの学習を行って回答の精度を向上させ、令和2年度中に本格的な運用を開始したいと考えています。

チャットボットは、皆様の利用を通じて改善していきますので、最初は答えられない質問もあるかもしれませんが、温かい目で成長を見守っていただければと思います。



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- **スマートフォンで副収入（雑所得）の申告**ができるようになりました。

● **ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

（具体例）

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

● **ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得**

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20 万円以下** の**サラリーマンの方**は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20 万円以下であっても確定申告が必要です。

確定申告書には、

- ①マイナンバーの記載
- ②本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「マイナンバーの記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。
※ ご自宅等から確定申告書をインターネット（e-Tax）で送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
- 確定申告書に、配偶者・扶養親族・事業専従者について記載する場合には、これらの方の「マイナンバーの記載」も必要です。
※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- 本人確認書類とは、次の書類をいいます。
 - ① マイナンバーカード
又は
 - ② 次の「番号確認書類」と「身元確認書類」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
などのうちいずれか1つ



ご注意ください！！！！

- ① 住宅ローン控除の誤り
- ② ふるさと納税の申告漏れ
- ③ 予定納税額の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

- **住宅ローン控除**について、**次の誤り**にご注意ください。

- ① 住宅取得等資金の贈与についての**贈与税の非課税特例（贈与特例）**の適用を受けたにもかかわらず、その適用を受けた住宅取得等資金の額を、住宅の取得価額等から差し引いて住宅ローン控除額を計算しなかった。
- ② 居住していた住宅について、**譲渡特例**の適用を受けたにもかかわらず、住宅ローン控除を受けた。

※ 上記①及び②について、詳しくは次ページを参照ください。

- **ふるさと納税**について、ワンストップ特例を申請された方であっても、「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告が必要となります**のでご注意ください。

- **予定納税額**について、**申告書への記載漏れ**にご注意ください。

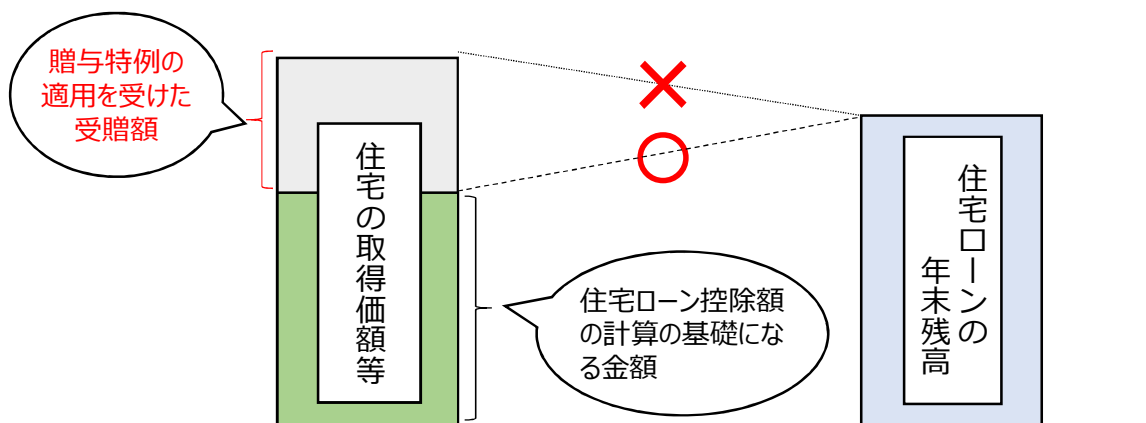
予定納税額は、税務署から送付された「**予定納税額の通知書**」に記載されています。

- 次の**添付書類の提出漏れ**にご注意ください。

住宅ローン控除を受ける場合の「**売買契約書の写し**」、「**登記事項証明書**」や「**年末残高証明書**」など

① 住宅取得等資金の贈与についての贈与税の非課税特例（贈与特例）の適用を受けた場合の住宅ローン控除額の計算誤り

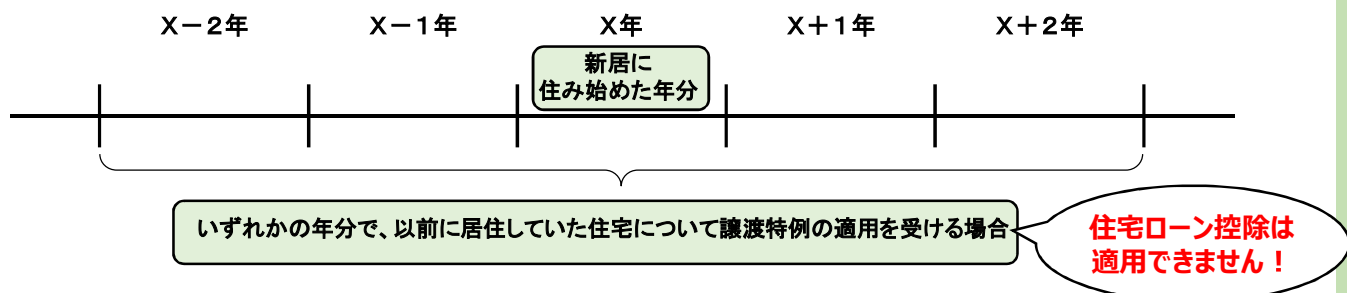
- 住宅ローン控除額は「住宅の取得価額等」と「住宅ローンの年末残高」の**いずれか低い方の金額**に基づき計算します。
- その際、住宅取得等資金について**贈与特例の適用**を受けた場合^(注)は、その適用を受けた受贈額を**住宅の取得価額等から差し引く**必要があります。



(注) 「贈与特例の適用を受けた場合」とは、①住宅取得等資金の贈与税の非課税、②住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けた場合をいいます。

② 住宅ローン控除と譲渡特例との重複適用

- 個人が新居に住み始めた年分及びその前後2年分ずつの計5年の間に、**譲渡特例の適用を受ける場合**^(注)、その新居について**住宅ローン控除の適用を受けることができません**。



(注) 「譲渡特例の適用を受ける場合」とは、①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）、②居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円の特別控除）（被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除きます。）、③特定の居住用財産の買換え等の特例、④既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の特例、のいずれかの適用を受ける場合をいい、新居に住み始めた年分に住宅ローン控除の適用を受け、その翌年又は翌々年中にその新居を売却して上記①～④の特例の適用を受ける場合を除きます。



- 大阪国税局管内の税務署における申告書作成会場は、**“2月17日（月）”**から開設します。
（会場開設当初と申告期限間際は混雑が予想されます。）
- 相談受付時間は**“16時まで”**となります。
（混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。）
- 署外会場【別添1】を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●令和元年分確定申告の受付期間

所 得 税 等	令和2年2月17日(月) ～ 令和2年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月) ～ 令和2年3月31日(火)
贈 与 税	令和2年2月3日(月) ～ 令和2年3月16日(月)

（注）1 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

（注）2 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**2月24日（月）と3月1日（日）**に限り日曜日・祝日等も相談・申告書の受付を行います【別添2】。

●令和元年分確定申告に係る納期限・振替日

税 目	納 期 限	振 替 日
所 得 税 等	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)
贈 与 税	令和2年3月16日(月)	

（注）1 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

（注）2 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

署外会場（税務署庁舎外の会場）で確定申告の相談等を行う税務署

次の 34 署では、申告書作成会場が税務署庁舎と異なりますのでご注意ください。

署 名	会場名 (所在地)	アクセス	開設期間
彦 根	彦根商工会議所 4 階 (彦根市中央町3－8)	JR琵琶湖線「彦根」駅 徒歩15分	2月17日（月） ～ 3月16日（月）
水 口	水口社会福祉センター 福祉ホール (甲賀市水口町水口5609)	近江鉄道「水口城南」駅 徒歩8分 甲賀市コミュニティバス「市役所水口庁舎」バス停 徒歩3分	
上 京	西陣織会館 6 階展示場 (京都市上京区堀川通今出川南入ル豎門前町414)	市バス「堀川今出川」下車 徒歩約2分 地下鉄烏丸線「今出川」駅下車 徒歩約10分	
左 京			
中 京			
下 京			
右 京			
東 山	大阪国税局 京都分室 (京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339)	京阪電車「清水五条」駅 徒歩7分 京都市営バス「馬町」バス停 徒歩3分 京阪バス「馬町」バス停 徒歩5分	
大阪福島	梅田スカイビル タワーウエスト10階 (大阪市北区大淀中1-1-30)	JR「大阪」駅中央北口 徒歩7分 阪急「大阪梅田」駅茶屋町口 徒歩9分 大阪メトロ「梅田」駅 徒歩12分	
西			
浪 速			
西 淀 川			
東 成			
東 淀 川			
北			
大 淀			
東			
南			
港	港産業会館 (大阪市港区磯路3-19-1)	大阪シティバス「夕風（ゆうなぎ）」バス停下車 北へ徒歩3分	
泉 大 津	テクスピア大阪 1 階大ホール (泉大津市旭町22-45)	南海本線「泉大津」駅下車 東へ徒歩3分	
富 田 林	すばるホール 4階 銀河の間 (富田林市桜ヶ丘町2-8)	近鉄長野線「川西」駅 徒歩8分	
門 真	守口門真商工会館 (門真市殿島町6-4)	京阪本線または大阪モノレール「門真市」駅 南西へ徒歩10分	
兵 庫	神戸市管工事会館 6 階 (神戸市兵庫区下沢通3-4-25)	神戸電鉄「湊川」駅 徒歩5分 市営地下鉄山手線「湊川公園」駅 徒歩5分	
長 田	新長田合同庁舎 2 階 (神戸市長田区二葉町5-1-32)	・JR「新長田」駅 南へ徒歩約10分 ・地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩すぐ	
須 磨			
姫 路	姫路労働会館 (姫路市北条1-98)	JR山陽本線「姫路」駅 徒歩15分 山陽電車「山陽姫路」駅 徒歩18分	
明 石	あかし保健所 1 階多目的ホール (旧明石市立産業交流センター) (明石市大久保町ゆりのき通1-4-7)	JR神戸線「大久保」駅南口 徒歩2分	
洲 本	洲本市立淡路文化史料館 (洲本市山手1-1-27)	淡路交通「公園前」バス停 徒歩1分	
芦 屋	ラポルテ本館 3階ラポルテホール (芦屋市船戸町4-1-305)	J R 神戸線「芦屋」駅 徒歩1分	
伊 丹	伊丹市立産業・情報センター 6階 (伊丹市宮ノ前2-2-2)	阪急「伊丹」駅 徒歩7分 J R「伊丹」駅 徒歩8分	
加 古 川	ニッケパークタウン本館 1階センタープラザ (加古川市加古川町寺家町173-1)	J R 山陽本線「加古川」駅 徒歩7分	
柏 原	丹波篠山市民センター 2階多目的ホール (丹波篠山市黒岡191)	JR福知山線「篠山口」駅 神姫グリーンバス「二階町」(ニカイマチ) バス停 徒歩5分	2月17日（月） ～ 2月27日（木）
	柏原住民センター 2 階A1～A3会議室 (丹波市柏原町柏原5528)	JR福知山線「柏原」駅 徒歩15分	2月28日（金） ～ 3月16日（月）
桜 井	桜井市商工会館 3階 (桜井市大字川合260-2)	J R 桜井線・近鉄大阪線「桜井駅」 徒歩5分	2月17日（月） ～ 3月16日（月）
粉 河	紀の川市商工会館（粉河） 2 階会議室 (紀の川市粉河878－2)	J R 和歌山線「粉河」駅 徒歩3分	3月16日（月）

令和 2 年 2 月 24 日（月）及び 3 月 1 日（日）に確定申告の相談等を行う税務署等

○ 閉庁日対応を行う税務署

府 県 名	署 名	会 場 名 (所 在 地)
滋 賀 県	大津、草津	大津税務署 (大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎)
京 都 府	宇治	宇治税務署 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)
	上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見	西陣織会館 6 階展示場 (京都市上京区堀川通今出川南入ル堅門前町414)
大 阪 府	豊能	豊能税務署 (池田市城南2丁目1番8号)
	吹田	吹田税務署 (吹田市片山町3丁目16番22号)
	枚方	枚方税務署 (枚方市大垣内町2丁目9番9号)
	茨木	茨木税務署 (茨木市上中条1丁目9番21号)
	八尾	八尾税務署 (八尾市高美町3丁目2番29号)
	富田林	すばるホール 4階 銀河の間 (富田林市桜ヶ丘町2-8)
	門真	守口門真商工会館 (門真市殿島町6-4)
	東大阪	東大阪税務署 (東大阪市永和2丁目3番8号)
	大阪福島、西、港、天王寺、浪速、西淀川、 東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、 東住吉、西成、東淀川、北、大淀、東、南	梅田スカイビル タワーウエスト10階 (大阪市北区大淀中1-1-30)
	堺、泉大津	堺税務署 (堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎)
兵 庫 県	姫路	姫路労働会館 (姫路市北条1-98)
	尼崎	尼崎税務署 (尼崎市西難波町1丁目8番1号)
	明石	あかし保健所 1 階多目的ホール (旧明石市立産業交流センター) (明石市大久保町ゆりのき通1-4-7)
	伊丹	伊丹市立産業・情報センター 6階 (伊丹市宮ノ前2-2-2)
	加古川	ニッケパークタウン本館 1階センタープラザ (加古川市加古川町寺家町173-1)
	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	新長田合同庁舎 2 階 (神戸市長田区二葉町5-1-32)
	西宮、芦屋	西宮税務署 (西宮市江上町3番35号)
奈 良 県	奈良、葛城	奈良税務署 (奈良市登大路町81 奈良合同庁舎)
和歌山県	和歌山	和歌山税務署 (和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎)